

平成 2 8 年

第 2 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開会 平成 2 8 年 6 月 2 3 日

閉会 平成 2 8 年 6 月 2 3 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 第2回忠岡町議会定例会会議録

平成28年6月23日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室理事	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育委員会教育部長	柏原 憲一	教育委員会教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 28 年第 2 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

はい。局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 28 年第 2 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計) |
| 日程第 6 | 議案第 31 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)) |
| 日程第 7 | 議案第 32 号 | 請負契約締結について
(忠岡小学校空調等整備工事) |
| 日程第 8 | 議案第 33 号 | 忠岡町自転車等の放置防止に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 34 号 | 町税条例等の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 35 号 | 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 36 号 | 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 37 号 | 平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 13 | 議案第 38 号 | 平成 28 年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について |

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、平成28年第2回定例議会の開催を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださいまして、ありがとうございます。本日上程させていただいております議案につきましては、一応ご協議願っておりますが、本日からの議会にもよろしくご審議をお願いしたいと思います。

昨日、第24回参議院選挙が公示されました。各党やマスコミがヒートアップしているのはなぜでしょうかと、自分自身問うところでございます。多分、18歳以上に投票権が認められたからなのかなと、それとも消費増税延期になったからかなと、または安保法案を決着つけようというのか、いろいろと思いめぐらせておりますが、いずれにせよ、何はともあれドジャーズに行った前田健太選手、大変大活躍でうれしく思っております。町内の子供たちがつくって送った声援メッセージの返信が届きました。写真入りで届いております。早速、役場の玄関に飾っております。

ところで、ご案内のように、町議を連続12期にわたりお務めいただきました石橋文一様が6月17日、看護のかいもなくご他界されました。ご生前には、町政の発展及び地方自治の振興、並びに住民福祉の充実にご尽力されたことをしのび、ご冥福をお祈りいたします。

報告と感想を述べ、開会の挨拶といたします。今日もよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、5番 是枝綾子議員、6番 河野隆子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より7月1日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、会期は7月1日までの9日間と決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第3 諸般の報告を行います。監査委員、松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。松井議員。

監査委員(松井 秀次議員)

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成28年5月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認しました。また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしております数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長(和田 善臣議員)

これで諸般の報告を終わります。

議長(和田 善臣議員)

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力よろしく願います。

議長(和田 善臣議員)

まず、初めに三宅良矢議員の発言を許します。

7番(三宅 良矢議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

お願いいたします。お手元の資料にあります介護障害者施策について、お尋ねいたします。

今般、マスコミ等の報道におきまして、いわゆる介護難民問題ということがたびたび取り上げておられます。介護を必要とする需要に対しまして、介護サービスを提供する供給主体が追いつかないという、それがまた悪化している状況です。以前は、政府も介護人材が日本全土で37万7,000人不足すると言っていましたが、最近、離職割合、あと新規就業者の割合の悪化を加味しまして、45万人という推計に変更されております。これは忠岡だけで見ますと、介護ヘルパーが約70人足りなくなるということです。ちなみに、泉州8市4町で申しますと、3,000人から4,000人不足するという状況が生まれます。

これを打開するためには、行政頼みのみの施策には限界があることも1つの確かなことです。民間の自発的な活動を含め、人材育成やその支援を視野に入れ、忠岡でも計画をし直し、また、住民を巻き込むことも欠かすことができないことであると思っております。この質問を踏まえまして、お手元の資料を参考に3点に絞ってお聞きいたします。

1点目が、この私が示しました介護難民の見解について、まず忠岡町はどのように考えておられるのか、また、危機感を持っておられるのか。

2点目、これを打開すべく具体的な行政の計画や民間支援を、総合事業や次期介護計画等に位置づけることはされますか。

3点目、介護保険事業は広域で行っております。ただ、その介護保険の広域行政に対しても、忠岡町からの働きかけとしてどのように考えておられますでしょうか。ご回答をよろしくお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、介護職員につきましては、介護保険制度創設時の約55万人から、平成26年度には約177万人と、この14年間で約3.2倍に増加しています。また、2025年度の介護人材の需要見込みは、現状の自然増215万人が推計されています。国においては、2020年代初頭まで約25万人の介護人材の確保を目指しているところでございます。

本町単独で介護人材の確保を積極的に進めるということは、現時点におきましては難しいのではないかと考えているところでございますが、介護労働者を確保することはサービス確保につながることでありますので、国の検討内容について注視し、方針に基づいて

行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。こちらのほう、もちろん総合事業や次期介護計画は、町民の方や民間団体、事業者と連携して進めていかなければなりませんので、相互に協力しながら行っていくこととなります。議員仰せの介護人材の確保の必要性につきましては、現状認識をしておるところではございますが、現時点において本町としましては、国の検討内容について注視し、方針に基づいて行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目でございます。議員仰せの介護保険広域行政への介護人材確保をするための町としての働きかけにつきましては、介護人材の確保の必要性は現状認識をしておるところではございますが、現時点におきましては国の検討内容について注視し、方針に基づいて行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほどの回答の確認になるんですが、平たく言えば国が動くまで忠岡町は動かないという、動くことはできないと考えているということでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

忠岡町は小さい町でございます。国の方針に従いまして、国からおりてくる方針等を検討いたしまして、それに向かって進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

その国の方向性として、今何か言うている中で、忠岡町として伝えられる部分とか、気づいた部分とかはありますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

忠岡町といたしまして、介護人材を確保するためにできることといたしましては、大阪府が行っております平成28年度大阪府介護職員初任者研修の受講支援事業にて、研修を修了した方に対する補助金制度がございますので、そのご案内を行う。また、事業者向けに、平成28年度介護人材育成確保支援事業にて申請基準に該当する研修等を行った事業所に補助金等が交付されるものがございますので、そういうものがございますというご案内を行う等が、今、忠岡町ができることではないかと思っております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

お聞きします。その補助事業の利用実績等は、忠岡町はどれぐらいでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま、その実績はございません。よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すみません、ありがとうございます。

次の総合事業の質問ともかぶってきますが、今の介護難民の質問と重なる部分はありますが、平成29年4月より総合事業がスタートします。その計画の中身といたしまして、2025年、後期高齢者が本格的に介護・医療サービスを使うこととなる時を見据えて作成する必要性は国より示されていることはご存じかと思っております。これまでの一般質問で回答いただきました先行自治体事例を参考に、近隣自治体の共通認識をもとにどのような課題認識を持って骨格づくりを今のところ進めておられますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

総合事業への移行につきましては、本年1月より毎月、近隣5市とともに共通認識のもと実施できる方法の検討を重ねているところをございまして、できるだけ要支援認定者や介護保険事業者に理解を得られるシステムづくりや、労力の軽減が図られ、ソフトランディングできるように考慮してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

その事業者への理解、協力を求めるためのシステムや働きかけ、呼びかけはどのように考えていますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

事業者といたしますか、まず一例といたしまして、要介護認定者には平成29年4月から一斉に総合事業に移行するのではなく、認定区分の更新時期に総合事業へ変更していくことなどを予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

それは利用者さんに対してですよね。事業者さんに対して。

議長。

議長（和田 善臣議員）

もう一度、発言してください。

7番（三宅 良矢議員）

ちょっと質問の方向を変えます。事業者さんへの理解、先ほども民との協働ということ

をお答えいただいていたんで、事業所さんを巻き込むことが何よりも必要やと思っております。そのための大きなポイントとして、介護保険の総合事業に位置づけていただきたいのが、やはり地域包括ケア会議という、それがどのような形で施策に反映するのか。

よく民間の事業所さんからの苦情という形で聞くのが、質問やアンケートはたっぷりとりますと。ただ、それが例えばかなったか、かなってないか。例えば、かなってなくても、何でこれがあかんかったかの回答もないから、ただ書いて出せと言われてただけやったら、ただの徒労感にすぎないということをよく。これは忠岡だけじゃないですよ。いろんなところでも言えることなんで、聞きます。

今後はその民間も巻き込んで、地域を盛り立てていかないといけない。これはわかることやと思えますんで、そのあたりの部分に関してもしっかりと認識を持って投げかけていただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その点につきましては、地域包括ケアシステムを構築するために町のほうも努力してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくをお願いいたします。

では、次の質問に移ります。子供施策についてご質問させていただきます。

子供に対しての安心・安全の子育て環境は当然、子供施策ということは町の魅力向上、魅力のPR、それに何よりも有力な武器の1つやと私は思っています。そのことを念頭に質問させていただきます。

認定こども園についてでございます。前回の一般質問時に、「特色ある保育が提供されるよう研究を進めてまいりたい」とご回答いただきました。前回より3カ月たったの進捗ぐあいをまず具体的にお答えいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

平成28年度、本年度に入りまして、事務局職員の配置体制等も変わったところがございます。施政方針に示されております幼保の一体化、一元化に向けた現在の取り組み状況につきましては、本町の幼児施設を取り巻く状況の整理などを行うとともに、本町における就学前の保育、また教育のあり方等を検討するに当たり、府内の他市町村での取り組みについての情報収集や、幼保連携型認定こども園教育保育要領などについての分析等を行っているところでございます。

以上でございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

今の答弁の中で、その具体的な保育要領等を参考にとということがありましたが、その視察先でその要領、内容を見て、感銘や気づいたことなどありましたら、お答えいただきたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

質問通告いただいております後の答弁に、もしかしたらかぶるかもわかりませんが、府内でいろんな状況がございます。報道ベースで知られているところもあるんですけども、若干大規模な統廃合が行われているところとか、大規模な1園にすると、そういったところもございました。そういうようなところにつきましては、本町とは若干違うなという印象を受けております。

具体的な幼保一元化に当たります我々の理念とか方針とかにつきましては、できるだけ早い時期にお示ししたいと思いますので、その中でご説明させてもらうところでございますが、視察あるいは情報収集している中での我々担当職員といたしましては、本当に核家族化ですとか、就労形態の多様化なんかで本当に子供を取り巻く環境というのが非常に大きく変化しているなど。それに伴って、保育とか教育に対するニーズというのも非常に多様化しているというふうな感じを受けました。

それを受けまして、今現在、我々検討しているに当たりましては、本町といたしましても現在、施設の老朽化ですとか、また児童数の減少なんかにも、そういった課題なんかにも取り組んでいかなければなりません。特に児童数の減につきましては、特に下の忠岡

幼稚園におきましては、本年度も新たな入園者が14人と年々減少いたしまして、各年齢で1クラスしかできないという中で、子供がいわゆる集団生活ですね、そういった中で学び合い、育ち合うことが非常に難しい状況だなというふうに感じました。

そういったところを改善していくに当たりまして、本町の次代を担う子供たちにとって何が一番大切なのかを考えたときに、子供たちが育ち合い、また学び合い、また仲間づくり、それからそれぞれの年齢なんかに応じた中で、いわゆる適切な集団規模で教育あるいは保育が実施できる環境を整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。かなり先のほうを踏まえて、しっかりお答えいただいたので、ありがとうございます。

次の質問をお聞きします。認定こども園についてですが、これから子供が利用することになる世代、これから子づくりを考えている、ただいま妊娠中、出産直後など、これから実際こども園にもし移行したとすれば、利用される世代の意見ですね、それを反映する仕組みをどのようにお考えでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

幼保一体化あるいは一元化を進めるに当たりましては、もちろん今現在、通われている方の子供さん、また保護者の方には、もちろん丁寧な説明等も行う予定でございますが、今ご質問にありましたとおり、これから利用される世代はもちろん、住民皆様のご意見をお伺い、また反映できるような仕組み、あるいは方法等なんかを今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。どこの役所にも、どこと言ったらすごい語弊があるかもしれないですけど、かなりのいろんなどこの役所にも言えることだと思うんですけど、こういう計画を出すときに、住民の意見を反映させますということのていを取りながら、事実上完成前の骨格ありき、そこで例えばいろんな意見が出たとしても、事実上中身は変わらんやないのというような意見の集約をするような住民公聴会とか、住民の意見を求めたりする場合がありますので、そのようにならないようにお約束いただけますでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

繰り返しの答えになりますが、今、できるだけ年度内の早い時期に本町の考え方を示していきたいというふうに思っております。その中で、あわせて今のご質問のことについても示していきたいと思いますが、説明会とか、あるいは住民皆様のご意見をお伺いするような、そういった機会等については、必ず設けていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。必ずしていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。このように、先ほどもお答えいただいたんですが、トラブルですね。報道がありました。大規模なところを統廃合すると言うたんですけど、やっぱりこの忠岡町って、何やかんや言うて地元、それこそ幼稚園に通っている親御さんから、できるだけなくしてほしくないという、変な話、これまでの積み重ねてきた何千人という利用者さんがいることも確かなんです。大規模な統廃合だからこそ関係ないという認識ではなく、小さい町の数少ない統廃合かもしれないですけど、そこもそういう思いが住民の皆さんにあると踏まえていただいた上で、丁寧な説明を続けていただきますようお願いできますでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

幼保一体化とか一元化を具体的に進めるに当たりましては、現在の本町が抱えている課題の解決に向けて取り組むということはもちろんなんですが、何よりも子育て世代の方が抱えている不安や悩みなどを解消し、よりよい子育て環境づくりについて我々進めてまいりたいというふうに考えておりますので、できるだけきめ細やかなといえますか、もちろん今通っている方、ご不安等を抱えてもいけませんので、その点につきましてはその都度その都度丁寧に説明してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。ごみ減量の取り組みでございます。

質問要旨にも書いてあります缶・瓶・ペットボトル、焼却している重要書類などの処理を、忠岡町の新浜にそういうリサイクル業者が無料で引き受けできると、僕がちょっと聞きに行ったら、そういうようにお答えいただきました。その中で、例えばペットボトルや分別にかかる人件費など含めて、あとは資源ごみ選別処理委託等含めて、そこが無償で引き受けてもらうことでコスト大幅削減できると思いますが、このお考えに対して、いかがお考えでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

本町では、缶・瓶・ペットボトル等について選別や減容に係る作業を、し尿処理収集運搬業者に委託してございます。通常業務の合間にこれらの作業をしておりますが、例えばペットボトルでは圧縮された結束材で梱包されたペットボトルの汚れや安定性、バラケ性などリサイクルに係る取引の品質が求められており、その品質によってランクづけがされております。

ご質問の町内にあるリサイクル業者において、これらの選別作業などを含めどの部分まで無料で対応いただけるか、また、リサイクル処分先はどこなのかなど調査、確認等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すると、この一般質問が終わった後に、そこの事業所さんに対して、そういった確認等を踏まえて調査、取り組みをしていただけるということでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

私どもといたしましては、その業者さんがどのような形であるか、何も資料を持ってごさいませんので、そのように対応していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。

4つ目の質問に移ります。情報公開についてでございます。

ホームページリニューアル及び公式フェイスブックの件でございます。平成28年3月一般質問時の回答で、カレンダー機能、公式フェイスブックなど進めていくという回答がございました。要は、住民にとって見やすくするというふうに私は捉えております。内容等の変化が見られず、その後についても具体的な説明、質問した私に対してもないので、今どのようになっておられるのか、ご回答願います。

町長公室（明松 隆雄理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松理事。

町長公室（明松 隆雄理事）

ご答弁申し上げます。

まず最初のカレンダー機能につきましては、現行のホームページパッケージソフトで運用が可能な機能や設定に伴う経費、あるいは搭載のルールについて、現在、調査研究しているところでございます。

また、2つ目の公式フェイスブックにつきましては、IDやパスワードなどが外部に漏

れないシステム、そのようなものを構築することが優先でございまして、情報発信に関するルール、いわゆる倫理ルールというものでございますが、それとあわせて先行自治体の状況を調査しているところでございます。

これらの機能につきましては、調整でき次第、運用したいと考えてございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

その必要経費でね、もし移行するとすれば、する経費も示していただいて、するありきとかいうわけでなく、具体的な費用と負担のコストも提示していただければと思っておりますが、昨日、忠岡町のホームページを見ていまして、スクロールの画面でこの本会議の案内がなかったわけでございます。そこから見ても、発信しようとする気持ちということが酌み取れません。住民の方に1人でも、たまたまでもあるかもしれないですけど、多く発信、特にこの住民の代表の場の質問を聞いていただこうという、その思いがやはりそこにはないと、僕ら確認する側としてやっぱり酌み取れないというのは確かなことで、今後そういったことも踏まえてしっかりとしたルールづくり、マニュアルづくりを進めていただけますでしょうか。

町長公室（明松 隆雄理事）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松理事。

町長公室（明松 隆雄理事）

議員仰せのとおり、その方向で検討していきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。鋭意取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

た。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

5 番、日本共産党の是枝です。一般質問をいたします。

まず1つ目は、本町クリーンセンターの焼却残渣の運搬委託料が、他市町と比較しても大変高いという問題について質問をいたします。

本町のクリーンセンターでごみを焼却した際に出る残渣は、堺にある最終処分地のフェニックスに運搬して処分をしております。その運搬委託料が他市町と比べて高いことは、5年前から指摘をしてまいりました。本町はなぜか月決めで、高いときで月額70万2,000円でした。当時は、本町の運搬委託料は熊取町の3倍、岬町の2倍もしていましたので、何で堺までの距離が近い忠岡が、遠い熊取や岬町の何倍も高いのかと質問いたしました。その後、見直しが行われ、月額58万3,000円に約13万円引き下げがされました。年間にすれば大変大きな額であります。

しかし、それでも1トン当たりの費用を比較しても、忠岡町はやっぱり高い。27年度、熊取町はトン当たり3,456円、岬町は3,531円、忠岡町は3,811円。やっぱり堺のフェニックスまでの距離が短い忠岡町が一番高くついています。今年度の予算委員会で、今年度の契約については「再度、その辺を参考にさせていただいて交渉させていただきます」と答弁されていますが、今年度の契約金額を見ましたら、昨年度と変わっておりません。なぜ下がっておられないのでしょうか。担当部長より答弁をいただきたいと思えます。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

本町クリーンセンターの焼却残渣の運搬委託につきましては、これまでも契約の見直しを行い、平成23年度においては委託料を月額13万5,000円の減額をすることによ

り、年間162万円の効果を出しております。今後も毎年、契約交渉の中で他市町村の状況を調査研究するとともに、適正な価格を検証し、委託契約してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

交渉されて、その交渉の結果、下がっていないということをちょっと問題にしておるわけですが、どのような交渉をされたのでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

この部分につきましては、焼却灰等の運送委託料につきまして、本町と同じくフェニックス基地へ搬送している近隣の市町村、一部事務組合を含む部分でございますが、状況を調査させていただきまして、1トン当たり平均いたしますと2,864円。これは高速代を含むという結果を得ております。

本町の焼却灰搬送委託料は、先ほど是枝先生からもご指摘をいただいたとおり、月額5万8,200円ですので、年額で69万9,400円でございます。これを年間排出量627トンで割りますと、1トン当たり約1万1,162円。この部分については高速代を含んでございますが、かなり金額の開きがございます。

そこで、さらに聞き取り調査を進めた結果、回答いただきました処理施設7施設全てが、10トン積載可能なトラックに9トンの焼却灰等を積み、フェニックス基地へ搬送していることがわかりました。本町において、施設の構造上、4トン積載可能なトラックに平均3トンの焼却灰等を積み、フェニックス基地へ搬送しておりますので、これを調査いたしました施設と同様に10トン積載可能なトラックに平均9トンの焼却灰を積み込んだと仮定しますと、1トン当たり約3,721円となります。

ただし、先ほども申し上げましたが、施設の構造上、4トン以上のトラックでの搬送ができませんので、これからも委託料につきましては引き続き交渉してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

どのように交渉されたのかということをお聞きしたんですが、他市の規模の大きなところの比較を出されただけで、どのように交渉されたのかということが具体的ではありません。答えの中には入っていません。

このことは、予算委員会の中でこの数字で、高石、和泉、泉大津や岸和田、岸貝クリーンセンターの数字もお聞きしております。規模が違うので、あえてきょうはお出しませんでした。そして、規模の小さい町ですね。それも流動床方式という同じ方式をとっている、人口規模も近い、そういった町の比較を出したわけでありまして、ですから、それはわかった上での話でありまして、今いただいたお答えは特に今の質問の中身ではないと思います。

で、内容を明らかにしていただけないなら、こちらで申し上げたいと思いますが、本町はこの契約は随意契約をされています。地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は例外的な方法であります。地方自治法施行令第167条の2第1から9号のいずれかに適合するものに随意契約が限られていて、これらに該当する場合のみ随意契約ができるということになっています。ただし、その場合でも2社以上から見積書を徴取し、競争性を確保することというふうになっております。やむを得ない場合には1社との随意契約になるけれども、その場合は適正かつ慎重な判断が必要というふうになっております。

本町では、随意契約は各担当課で締結されていますので、総務課が直接行っておりません。そのため地方自治法施行令にあるような手続を踏まずに契約されていることが生活環境課においては多々あるので、以前から指摘をしたところであります。

で、まず地方自治法施行令や忠岡町の契約規則では、この場合、焼却残渣の運搬の場合、予定価格50万円以下という随意契約できる範囲を超えております。本町の焼却残渣の運搬委託料は、ですから随意契約を適用できないけれども、そういう事情があつて適用を、随意契約をされているということですが、随意契約の流れ、手続は、ちゃんと地方自治法の施行令、そして忠岡町の契約規則を守られているのでしょうか。

そのことではありますが、実は随意契約の事務の流れに沿っていないということがわかりました。予定価格調書もつくられていない。ということは、予定価格もないということがあります。設計金額の設定をして、2社以上から見積もりを徴取して、予定価格調書を作成しなければならないんです。なのに、予定価格の範囲内でもなければ、再度見積もりも出させるということになっているんだけど、これが契約の際の業者との交渉のあり方なんです。

そこで、お聞きいたします。本件焼却残渣の運搬委託の契約に、この手続をきちんと踏まれているのでしょうか。何をもって業者と価格の交渉をされたのか、契約金額の交渉を

されたのか、もう一度お聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

業者との随意契約につきましては、継続して一般廃棄物の処理をするためには、遅滞なく本業務を遂行する責務を負うことが要求され、また、一般廃棄物を運搬する業務であるため、業務を実施する際に一般廃棄物処理基準に従う必要があります。一般廃棄物の収集、運搬に精通する能力を有する者であることが必要であります。さらに、焼却灰及び不燃物という飛散しやすい廃棄物を運搬するため、飛散防止の対策車両を保有していることが必要であります。

そこで、今ご質問の契約規則に遵守しているかというお答えをさせていただくんですが、忠岡町契約規則及び本年3月に随意契約のガイドラインに基づき、設計金額等の設定を行うべきところではありますが、本件については契約が4月1日施行であり、スケジュール的に間に合わなかったことから、本年度分は見送りさせていただいているところでございます。次年度の契約においては、契約規則及び随意契約ガイドラインを遵守してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

忠岡町の随意契約のガイドラインというのが3月の終わりに出ましたけれども、これは何も特別に忠岡町が新たに何かつくったというものではなく、地方自治法の施行令と忠岡町の契約規則に基づいて、ただまとめたということであり、そういうものがなくてもきちんと法令を遵守し、そして忠岡町の契約規則も守って各課が契約をするというのは当たり前のことなんです。それが職員の仕事なんです。忠岡町のお仕事なんです。しかし、その仕事をきちんとされていなかった。ガイドラインは、ただ単にわかりやすく各課にお示しをしたということであり、本来、法や条例に基づいて仕事をされていれば、ガイドラインがあろうがなかろうが、きちんとした随意契約の事務の流れに沿ってすべきであるというところがありますので、その点ができていなかったということは、ガイドライン出る出ないは関係ありません。

ということで、きちんとされていないということが指摘をしたとおりに出てきたわけですが、この点は来年度からでもきちんと、次のときからするというお答えでしたの

で、それはやっていただくということですが、もう一言ちょっとつけ加えさせてもらうならば、生活環境課のごみ関連の契約においては、随意契約がほとんどであります。これは合特法、正式な名前を言うと長いです。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づいての支援ということで、全て随意契約になっているということであります。随意契約の方法によるか否かは慎重に、合特法があったとしても検討しなければならないわけでありまして、特殊性がありますので、価格の算出根拠が、こちらが持っていなければ、役場が持っていなければ、契約相手からの見積書によるものが多いと思われまして、契約金額の妥当性について、同じ業種の他社からの見積書をとるとか、他の自治体の同じ事業の契約金額を確認するなど常に継続的に検証を行って、随意契約の妥当性が客観的にわかる状況にしておくのが、町の責務ではないでしょうか。

そのため、予定価格の積算根拠を明確にしておく、このことが契約金額の妥当性の裏づけになり、町民に対する説明責任を果たす上で重要になるのではないのでしょうか。随意契約にするのであれば、町がきちんと住民に説明責任を果たせるよう予定価格調書をつくり、委託業者の言い値ではなく、主体性を持って契約に当たるべきであります。そのため随意契約のガイドラインをつくらせたわけでありまして、合特法だから関係ないではなく、法律や町の規則に基づいた契約を行うよう求めたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほども申し上げましたとおり、次年度の契約においては、ご指摘の部分について、忠岡町契約規則及び随意契約ガイドラインを遵守し、やってまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

これ、きちんと予定価格調書をつくってされるということでありまして、それはやっていただくのが当然のことだと思います。そして、今までこのように高い金額で契約をしてきたことというのは、大変忠岡町の財政にも損失を与えてきたということは自覚をさせていただいて、契約に当たるようにしていただきたいと思います。

次に、町長の施政方針にもありました幼稚園と保育所の一元化に向けた認定こども園の

具体的検討が今年度されております。認定こども園には大きな問題があり、慎重な対応が求められます。町長は、忠岡幼稚園の今年度新規の入所児童が15名と少ないことから、幼稚園の空きを保育所と一緒にして、人件費の削減を何とかしたいということから、幼稚園と保育所を1つにする認定こども園を今年度、具体的検討をされようとしています。

認定こども園の何が問題かという質問は、子ども・子育て新制度が始まる前にいたしました。幼稚園と保育所を1つにしたところでは、午前中は幼稚園の教育が行われ、午後からは幼稚園の子供が帰り、保育所の子供がお昼寝をしてというぐあいになり、1日の保育のカリキュラムというか、生活と保育が分断されるという問題や、幼稚園の子供は夏休みがあり、来ません。しかし、保育所の子供は夏中来ていて、夏休みの間、統一した夏の取り組みが行えない。運動会の準備も夏から進められないという問題。保護者会の開催時間も、保護者の就労状況が違いますので、持つのが難しいという問題があります。さらに、認定こども園は保育料が高く、保育料値上げになるという問題や、一番の問題は忠岡町にとって法律上、保育の公的責任がなくなる。保育に欠ける子供を保育しなくてもいいということになるということでもあります。

認定こども園にするとき、民営化と一緒にされることが多いので、役場にとっては待機児童の問題から解放されるということになります。人件費も浮く。忠岡町にとってはいいことかもしれませんが、住民また子育て世帯にとっては大変困る問題が多いということでもあります。

今、忠岡町で保育をめぐる起こっている問題は、保育所に入れない待機児童が4月の段階でもう発生しているということでもあります。これまでにない問題であります。特に定員の少ない低年齢児、0・1・2歳児がこれから待機児童としてどんどん増えていくということが予想されます。定員を超えて弾力的運用をしている今の状態で、今年度途中入所ができないとなると、待機児童の問題は忠岡町でも起こってくるわけであり、「保育所落ちたのは私だ」という紙が張られるわけでもあります。

認定こども園になっても幼稚園は3歳からですので、0・1・2歳児の定員が増えるわけではありません。子育て世帯からすると、この待機児童の問題の解消には全くなりません。国の狙いは、児童福祉法第24条1項による保育所だと、市町村の保育実施義務がありますが、それを形骸化しようというところでもあります。保育所だと児童福祉法第24条1項による児童施設のため、市町村の保育しなければならないという義務が発生しますが、認定こども園はこれに該当せず、第24条2項のほうの児童施設でこういった義務はないわけでもあります。忠岡町役場は、申し込み者の利用調整をするということにとどまります。

この違いは大きいわけでもあります。認定こども園化で低年齢児の定員枠の大幅拡大がされるのでしょうか。希望者がみんな入れるような、そういう認定こども園になるのでしょうか。その点について1つ目の質問ですね、低年齢児の待機児童の問題の解決になるんで

しょうか。このことについて1点目のお答えをいただきたいと思います。担当部長さん。
教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

ご質問いただいております待機児童につきましては、施設の定員とかスペース、またその時々の方々の住民の方の転入とか転出の状況、また出生者数や家庭の状況等など、いわゆる保育の需要、また保育のニーズなどさまざまな要因によりまして、そういうようなものが起こるといふふうに認識しております。

現在、我々が施政方針に基づきまして検討を進めております認定こども園などの幼保の一元化、また一体化につきましては、待機児童を解消するためだけのものではなく、本町における就学前の児童数の減少や、公立の幼稚園や保育所の各施設の老朽化問題、また多様化する保育ニーズなどに対応し、今後も安心して子育てができるまちづくりの推進に向けて取り組んでいるところでございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今の子育て世帯は、共働き、また、ひとり親家庭が多いです。ですから、保育というところは非常に大事な施策になるんです。で、入れるか入れないかで全然違ってくると。待機児童問題は、やはりどこの市町村でもいの一番に大事な課題だと位置づけられているんですが、待機児童の問題の解決ではなくという答弁が、余りにも待機児童問題が軽々しく扱われているのではないかと、そういうふうな、首を振っておられるのであれば、そういう答弁にはならないと思います。やはり待機児童、その町にとっては何人という数字でしかないですけども、当人にとっては仕事に行けない、もうほんとにこの子どうしたらいいんだろうというふうなところの本当に深刻な悩みで。これが市町村を選ぶ際の、忠岡町に引っ越してくるのはやはり待機児童をできるだけ出さないように、みんなが希望者が入れるようにというふうにやっている施策があるから、そういうふうを選んでいただいて、残っていただけるといふことになっているというふうには、私はそう今まで思ってきました。

でも、これから認定こども園になったら、今度は待機児童は、まあそのままね、どうにか保育しなければならないという義務の施設ではなく、認定こども園はそういう施設でな

いということになるので、忠岡町はそういう取り組みが、待機児童の解消ということに取り組みなくなると思います。

また、民営化についても大変問題だと思います。時間がないので、ちょっと民営化についても1つ指摘をしておきますけれども、大体こども園にする際に民営化がされるんですが、民間になった場合と町立のままでいく場合との違いということがありますが、保育所でいうと、公立と民間であれば、待機児童があると何とか児童を入所させないといけないということで、忠岡町でしたら保育士さんを、基準以上に受け入れるのであれば、面積もありますけど、保育士さんを雇用して新たに雇って、そして受け入れるということをしてます。でも、民間にはそこまでの義務はございません。民間の費用で自分たちで雇ってくれと、受けてくれと言っても、「いや、雇えません」と言われたら、それまでであります。だから、民間と公立の違いというのは、どこまで努力をするというところのそこが違ってくるといえることが、まず一番大きな待機児童問題についてはあります。受けてくれというお願いは民間保育所にできるでしょうけれども、新たに人を自分たちのその施設の費用で雇って見てくれということまではお願いしにくい。お願いしたとしても、忠岡町が何らかのことをしないとイケないということになってくるので、やはり民営化というのは非常に問題がある。

やはり保育に責任を負っていただく、忠岡町の子供たちがみんな入れるような、そういった施策を進めていく上では、民営化はなじみません。ということで、民営化はぜひ考えないようにしていただきたいということは1つ指摘をしておきます。この点について、民営化についての、どう考えておられるのかということ、今の段階でちょっとお答えをいただきたいと思いますが。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

民営化が公的責任の放棄につながるのではないかなというようにご指摘でございますが、議員仰せの保育を必要とする子供の保育の実施につきましては、先ほどご質問にもありましたとおり、いわゆる児童福祉法に基づく町の責務でございます。その責務を果たすための方法といたしまして、町が公立の保育所を直営運営する方法と、民間保育園に保育の実施を委託する方法がございます。

民間保育園に委託する場合には、その運営経費は児童福祉法により町が責任を持って負担することとなっております。また、その運営内容についても、同じく児童福祉法によりまして町が指揮・監督するということになっております。実際に本町内にも民間のチェーンアップ保育園が平成16年度から10年以上にわたり、町内の保育を必要とする児童を保育

してきていただいております、これまでも本町の保育行政に大きく貢献をいただいているところでございます。

そういった実績もありますことから、公立保育所、また、民間保育園のいずれであっても、町が保育の実施責任を負うという点については同じでありまして、ご指摘の民営化イコール公的責任の放棄というようなものにはならないのではないかとこのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

時間がないので一言だけ申し上げますが、民間保育所を否定しているわけではなくて、公立保育所では十分できないことが、まあ言うたら入所児童の問題ですね、数の問題とかでできないから、それを補完してもらうということで大変大事な役割があるし、またそれぞれのその民間の保育所の運営方針、また教育方針なり保育方針、そういったことの独自性は発揮してもらうということで、そちらのほうがいいということで選んでいかれる方もいらっしゃるということでありますが、やはり安心して働けるように、また保育に欠ける子供ということをちゃんと見ていただける公立の保育所がなければ、民間保育所、もういっぱいですと言われたときに、忠岡町はどうもできないわけがあります。

ですから、そういった公的責任をやりたくても、公立の保育所はないんです。だから、できませんということになるんじゃないかということで、そういう意味合いも含めての公的責任が放棄されるという点で、やっぱり公立で続けていくと、認定こども園ということも民営化ではだめだということを指摘しているところであります。

そういったこともありますので、今後これについては引き続き町に対しても質問もしていったり、また議論もしていきたいと思っております。

最後、もう2分しかございませんので、最後の質問の国保の都道府県単位化の問題について質問いたします。ちょっと予定よりも短いということなので、はしょっていきます。

大阪府は、国の都道府県化というところを先取りして、2018年度、2年後から保険料の減免も府内統一にしようとしております。これは全国でも先駆けての、奈良県と大阪府ぐらいが先行してやろうとしております。他はそういったところはまだ具体的には出てきておりませんが、国としてもそういった都道府県単一化、保険料まで一緒にしようというのは考えていたようではありますが、2018年度から。地域でもとてもそういうことはできないということで、国でも諦めて、それはまだ置いておこうと、将来的にとということになっております。

で、1つ質問ですが、今回この都道府県の国保の府内統一ですね。今年の秋までに大阪

府の府議会で設置します国保運営協議会を、そこで大体決めていきたいということで方針を打ち出すそうではありますが、そんなことになると、今、厚生労働省も言っておりますが、保険料の設定、それは市町村にあるということで、大阪府は指導的助言ということでありますので、それはやはり統一は強制はできないはずであると思いますが、その点についてはどうでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

一般質問の時間が30分を過ぎてますので、この答弁をもって終了したいと思います。

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今、議員のご質問の保険料につきましてでございますが、大阪府のほうで国保運営協議会が開催されまして、大枠というものが決定いたします。その標準保険料というものが市町村に示されまして、その分につきまして、市町村のほうでも国保運営協議会のほうを持ちまして、市町村独自でまた決定を行っていくということでございます。

平成30年度からの保険料につきましては、大阪府で1つの国保となる上では、負担の公平性の確保の観点からも、共通基準の範囲を統一すべきだとされています。ただ、被保険者への影響を踏まえ、時間をかけて平準化する意見や、各市町村それぞれの実情があるので、一定の上乗せや横出しを引き続き認めるべき、または、統一は困難という意見もございます。標準的な基準を統一し、上乗せ、横出しを可能とし、共通基準の外枠については市町村で対応していくこと。あるいは、必要に応じて激変緩和策を講じていくことですか、いろいろな方策を検討しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

11番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。

防災行政についてお聞きをしたいと思います。私は、5月6日から9日、熊本市に震災

ボランティアとして行ってまいりました。そうした中で気になった点をお聞きしたいと思いますが、熊本市は2012年、平成の大合併で政令指定都市になりました。その際、周辺の3町を吸収合併をしております。今回の震災でも、周辺地域に援助が行き渡らない。役場もなくなってマンパワーが不足をしている、このことが強く叫ばれておりました。

そうした中で、甲佐町ですね、あるんですけど、ここは合併しないで残った1万人の町です。ここでは車の中で避難している方がどこにどれほどおられるか、家はどうなっているか、そうした点の細かいところまで実態を行政が把握して、その段取りのもと、消防団などが被災者の方にちゃんと食事も届ける。そうした町と住民が顔の見える関係にあるので、行き届いた対策が行われておりました。

本町は日本で一番面積が小さい、こういう特色も行かして調査や対応が十分できるというふうに考えますが、いかがでしょうか。まず初めに公室長さんにお聞きをいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

平成の大合併における弊害につきましては、さまざまな分析がなされているところがございますけれども、どうしても端々の地域が寂れる、あるいは先生おっしゃったとおり、住民と行政の距離が拡大するというようなことがございまして、当初は合併特例債の活用などでよかったというところはございますけれども、時間の経過とともに、中心となったところと端々の地域では大きな差が出ているというところがございます。

今、本町は合併しないということでここまで来ているわけがございますけれども、本町域3.97平方キロメートルということで、住宅地に限るとさらに面積が狭くなるというところがございます。当然、住民皆様の自助、共助があつてのことになりますけれども、本町の職員170名、消防団、自主防災組織などの皆様方のご協力もいただければ、避難あるいは復旧への対応、あるいは先生おっしゃった調査と、そういったものにも十分に対応できるのではないかと考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

せっかくの忠岡の、残った町として特性を生かして、きめ細かい対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、南海トラフ地震の想定震源域で強いひずみがたまっていることが、海上保安庁の

調査で明らかになりました。ここに地図がございますが、これは新聞やテレビでもごらんいただいたと思います。この日本列島が乗ったプレートの下に、フィリピン海からのプレートが沈み込んで、多いところでは毎年5センチ、少ないところでも3センチ沈み込んで、ストレスが蓄積しております。陸地からでは観測できなかったことが海上の調査を含めて可能となりました。

これによって、2003年の想定では、南海トラフはマグニチュードが8.8と言われていたものが、今回の想定では9.1というふうに大きく引き上がっております。これは公室長さんもお存じであろうというふうに思います。この9.1というのは、東日本大震災のマグニチュード9.0を上回る規模が想定されます。しかし、本町の防災計画、新しくつくっていただいたんですが、想定はマグニチュード8.8で想定をいたしております。これで本当に大丈夫なんだろうかというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたとおり、海上保安庁の調査の結果ということで、先月発表されたわけでございます。大阪府では、このひずみが南海トラフにどういうふうに影響するのかということについては明らかにはされておられませんけれども、今年4月の熊本の地震で震度7の揺れが2度にわたって起こったということございまして、大阪府の防災計画については今年度末に改定されるというふうに聞いております。

本町では、これもおっしゃられたとおり、昨年3月に防災計画を改定したというところでございますけれども、大阪府の防災計画が見直されるということであれば、速やかに本町におきましても改定を行い、防災対策を強化してまいりたいというふうに考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本町の場合はマグニチュード8.8の想定ですから、9.1が起これば、とてもこの対応はできない、見直しをしていただかなければならないというふうに思いますので、今、公室長さんおっしゃっていただいたように、速やかに計画の見直しをしていただきたいと

次に、いざというときの避難所、特に教育施設についてお聞きをいたします。熊本では、県内の児童・生徒約20万の75%に当たる学校の壁や天井など耐震化が不十分な部材を中心に被害が出ました。これは夜の地震やったからいけたんですけれど、授業中の地震であれば大変なことになっていたと言われていました。

しかし、この熊本は、調べてみますと、いわゆる非構造部材の耐震化というのは60.1%、これほど進んでいたということですね。大きな地震が起これば、天井や壁、窓ガラス、照明灯などの非構造部材での被害が必ず発生します。この点については、私も22年の議会でお聞きをしています。当時の教育長さんは「非構造部材の耐震は大変重要だ」とおっしゃいましたが、学校の耐震化を優先させたいということでお答えもされてきました。耐震化の工事は既に完了をいたしております。

本町では、この非構造部材の耐震化、現在何%行われているのか。そして、その対策はどうされようとしているのか、この時期に改めてお聞きをしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

近年の大規模な地震では、天井材の落下などいわゆる非構造部材の被害も発生していることから、また、先ほどありましたとおり、南海トラフ地震などの大規模な地震の発生も想定される中、非構造部材についても一層の安全性が求められているところでございます。

本町におきましては、これまで小・中学校の校舎等の耐震化を順次進めてきたところでございますが、ご質問いただいております本町の教育施設における非構造部材の耐震化につきましては、ふれあいホールですとか児童館などのシビックセンター内の施設と、忠岡中学校の北館ですとか、東忠岡小学校の新館につきましては、照明、扇風機等いわゆる非構造部材を含めて耐震化の仕様となっております。

学校の施設は、生き生きと学び過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすということからも、できるだけ早い時期に非構造部材の耐震化について行ってまいりたいと考えておりますが、引き続き厳しい財政状況であることから、財政部局や関係部局とも調整しながら順次進めてまいりたいと考えております。

今現在、先ほど申しましたとおり、非構造部材の耐震化ができているところもありますが、申しわけございませんが、全体で何%というのは出しておりませんので、その点についてはちょっとお答えできない。まことに申しわけございません。いずれにしても、今後順次、点検も含めて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

私が今申し上げました熊本の学校の実態というのは、私は熊本に行ったから知っているのではありません。これはどこでも手に入る資料です。そして、全国的にどうなっているかというのは、恐らく教育委員会はつかんでおられると思うんです。でなければ、耐震化が終わりました、中学校の給食も終わりました、そしたらここに手をつけましょうというのが普通だと思ってるんです。それが、耐震化の実態を聞いたら、これはメモをいただきました。東小学校新館、忠岡中学校北館、2行書いていただいております。

私は議会で、質問の趣旨を早くに出させていただいております。多くの部局とは、質問をするためのレクチャーもして、資料もいただいております。その中で一番ひどい資料やなというふうに思ってます。本当に真剣に考えていただいているのか。ここが一番疑われるような内容だというふうに思いますので、本当にこの問題、さきの教育長が答えたように、当面の課題が解決すれば、ちゃんとしっかりとこの問題に取り組んでいただく、このことが大事だというふうに思っておりますので、計画をどうしていくか、そうした具体的な分野に踏み込んで、ちゃんとしたものをつくっていただきたい。それも早急に手をつけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。教育長さんよりお答えをいただきたいと思っております。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ね、ご指摘いただきました非構造部材の耐震化につきましては、仰せのとおり、私ども構造部材のほうの躯体のほうの耐震化を進めてきたという部分の中で、後回しになってきた。それも事実でございます。今、お尋ねの部分につきましては、当然必要な部分でございますので、財政状況も判断しながら、その中で実態把握、そして改善というような形で計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

計画は、できた段階で早期にお示しもいただきたいというふうに思いますので、これをよろしく願いしておきたいと思います。

次に、昭和56年以前の民間住宅の耐震化を進めることについて、お聞きをしたいと思います。担当部課の努力もあり、一定進んでおります。しかし、その数からいけば、忠岡町が掲げた計画からは大きくおくられていることも事実です。前に進めるために、今日はシェルターの普及を図ることについてお聞きをいたします。

私は、これまでも耐震補助金の引き上げと、それと並行して一部屋耐震化についても取り上げてまいりましたが、実際は耐震化の進まない大きな要因がお金である。高くつくからなかなか手をつけられないというところにあると思います。それならば、安くついて、工法も簡単で、何よりもそのことによって命が守られる一部屋型のシェルターですね。これを忠岡町も、いろんなお話をされると思いますが、この方法やったら簡単にできて命が守れますよ、こういうお話をちゃんとして進めていただく必要があるというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

民間住宅耐震の補助制度につきましては、平成26年4月1日より補助金額等を拡充いたし、定額70万円に増額。所得によりましては、定額90万円の補助といたしました。また同時に、耐震シェルターの設置についても補助の対象としたところでございます。その改正を受けまして、耐震改修工事につきましては、平成27年度に2件、今年度は1件が改修工事を実施中でございます。さらに3件の申し込みがございます。住宅の地震対策は、耐震改修工事を行うのが最も効果的でございますが、経済的な理由などで改修工事ができない場合、議員仰せのように、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として、一部屋耐震と呼ばれる耐震シェルターがございます。昭和56年以前の旧耐震木造住宅の所有者は、高齢化の傾向で耐震化への意欲がますます低下することが懸念されているところであります。

ご質問の耐震シェルターの設置につきましては、町広報やパンフレットでは補助内容が、議員ご指摘のとおり、伝え切れてない現状もございますので、普及啓発としての効果の高い戸別訪問によりまして、シェルターも含めた耐震化の事例紹介などを行い、耐震化の啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1つ、その方式をさらに一段進めた耐震のベッド型というものがあります。特に大震災が起こっても、寝ている空間がしっかりとしておれば命が守れます。東京都などでは30万から50万くらいの29種類を耐震シェルターとして選定しています。1人や2人の家族であれば、これで十分対応できます。やっぱりこの最低限の費用で命が守れる。これは忠岡町が補助すれば、ほぼ費用がかからんわけですから、こうした方法もぜひ採用していただきたいというふうに思っております。これは部長さんともお話をいたしました。が、まだ府もやってないから、これから検討していきたい、こういうふうに回答もいただいております。

そこで、新しいのが見つかりましたので、ぜひ聞いてほしいんです。これは名前を出していいかどうか、剛建というブランド名です。民家の一室の内部に、木造軸組みの工法でつくる。壁や天井は分厚い合板製で、天井の上は角パイプで補強してあり、天井の上の高さ3メートルから3トンの砂袋を落としたり、クレーンでつり上げて地上5メートルから落としても、それに耐えることができる。内部は、シングルベッドを2つ置ける大きさだというシェルターです。材料は全て専用の金具で部屋に簡単に固定できる。工事の期間はわずか1日。床の工事を除いた設置の費用は38万円です。6畳の間以上の大きさがあれば、2階建ての家でも1階に主に設置をするという工法になっております。

もう既につけている築50年を超えた家でも、つまり屋根瓦の古いタイプの家でも、剛建を導入している方がいます。6畳の間の内側にもう1つの部屋ができた感じですが、もし家が倒れたら、そのシステムは4つの出口があります。だから、どんな方向からでも瓦れきをかいくぐって外に出ることもできるんです。こういういいシステムも開発されてきています。これであれば、安くて確実に命が守れる、こうしたものの普及についても、同様のものが多分あると思いますので、ここだけにはこだわりませんが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。それが住民の命を守る忠岡町のお仕事の1つだろうと思っておりますので、これはご検討いただけますでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今、議員仰せの分につきましては、ちょっと私ども認識しておりませんでしたので、そういうことも含めまして、補助は今の耐震シェルターしか今のところは考えておりません

けども、今後また国の動向でありますとか、近隣市町の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

府がやっていないから、あれは東京都の仕事やとか、あれは愛知県の仕事やというふうなことだけではなしに、やっぱりこういう安くて確実に命が守れるしっかりしたものができてるんですから、やっぱりこの普及についてもちゃんと調査をして、導入に向けて頑張っていたらいいなと思ってるんです。これはもう答えは、同じことを聞いても同じ答えでしょうから、ぜひよろしくお願したいというふうに思っております。

それから、次の質問ですが、学校施設が避難所になっても学校は再開される、こういうことで避難所が使えない、こんなケースが熊本でもありました。大変ご苦労されていたわけですけど、そんな場合でも忠岡町は避難所の収容能力はあるのかということ、担当の課長さんともレクチャーさせていただいて、お聞きをしました。それをさらに確認させてもらおうと思ったんですが、その想定はあくまでもマグニチュード8. 8の想定で考えている分ですから、これは当然また見直しを図られるものだというふうに思っております。だから、これをまた改めて見直しを図っていただいた時点でお聞きをさせていただきたいというふうに思っております。

次に、生活環境についてお聞きをいたします。

忠岡町はごみ減量化に取り組んでおられますけれど、モニター委員会の出てきた資料の焼却量によれば、ごみは25年は5, 124トン、26年は5, 149トン、27年は5, 156トンと、減るどころか増加しています。住民の協力によってごみは減らないのかと、こういう数字ですが、これにはマジックもありますので、後でお聞きします。全体の6割から7割を家庭ごみが占め、水分がその半分というわけですから、このごみの減量の対策に向けてお聞きをしてまいりました。モデル地区を設定して取り組むと言われたんですが、一向に動きがありません。今どうされようとしているのか、まずお聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

ごみの減量化を目指し、これまで各地区や希望のあった団体等に出向き、ごみの分別の徹底などの出前講座を開催してまいりましたが、本年度はより踏み込んだ取り組みといたしまして、特に生ごみの水切りについて各自治体を対象に年5回程度の出前講座を開催する予定にしております。

また、ご質問のモデル地区については、一般家庭を対象とした水切り実証実験のモニター募集や依頼により、おおむね50世帯のモニターの方に、約1カ月間の生ごみの水切り前、水切り後の重さを計測し、記録していただき、その水分がどれぐらいの量か検証するものであります。つきましては、8月中にモニター募集、依頼をし、10月ごろを目途に当該実証実験を行う予定になっておりますので、よろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

まあ、一番効果のある夏場が、その効果を見ることができないという計画であるということがよくわかりました。10月以降ですから、これは部長さんが一番よくご存じやと思うんですよ。やっぱり一番効果のあるときにどうなのかということはぜひやっていただきたかったんですが、それでも2カ月おくれで取り組んでいただくということですから、よろしくお願したいと思います。

先ほども述べましたが、なぜごみが減らないのか。住民は、その他プラスチックの分別も協力しています。で、その実績の資料もいただきました。何とその他プラは27年度で139.78トン、ほぼ140トンのごみを住民は協力して減らしているということが、この資料から明らかになりました。27年度の5,156トンから引けば、5,016トンと前年度より138トン減らしています。

さらに、今年度途中からし尿処理場の汚泥が減ってまいります。5月20日のモニター委員会でも、両方足すとごみが10%以上減るといふふうにお聞きしましたが、間違いございませんね。イエス、ノーだけで結構です。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

おおむね先生の言われるとおり、その他プラスチックを27年の1年間、検証した結果、140トンの量が出てございます。し尿処理の部分につきましては、本年6月から泉北環境のほうへ委託という形で出してございますので、その分については量的には去年の

形といたしました部分で両方足しますと、10%を超える可能性が出てきておるということでございます。

11番（高迫千代司議員）

ありがとうございます。そういたしますと、ユーティリティの協議で忠岡町に委託業者からごみが10%以上減った。400万から500万のお金が忠岡町に返ってくる。もしくは、支払う委託料からその分引くことができる。これも間違いのない事実だというふうに思います。本来、これで住民の協力でごみが減り、町財政にも貢献する。大変すばらしいことなんです、これができません。何度も議会で取り上げましたが、委託業者とこの点については交渉をされるというふうにお聞きをいたしました。結果についてお教えをいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

本町におきましては、平成26年の10月から住民の皆様のご協力を得て、その他プラスチックの分別収集をしており、去年の実績が先ほど申し上げたとおり140トンを集集し、当然ごみの焼却量からは取り除いております。しかしながら、長期包括契約において、平成20年度に結んだ契約をもとに設定された要求水準書の実質焼却量をもとに、本町の施策変更に伴うその他プラスチックの分別収集、及び泉北環境施設組合の受け入れしていただくし尿の分につきまして、積算上、計上するものとなっております。

つきましては、昨年度の精算協議時の委託業者との交渉において、当初の契約に縛られる部分もございしますが、粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えてございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

残り時間もないので、答弁なしということでどうぞ。

11番（高迫千代司議員）

この問題は私たちは何度も聞かせていただいておりますが、長期包括の労務費の引き上げというのがありましてね。これは国のお願いで、法的拘束力はないんですが、契約に基づいて必要がないというものまで、最後は長の判断だという弁護士のアドバイスまで引き出してやられました。上げるときには変則的な手法も使われているんですから、この燃やしてもいないごみを燃やしたかのように、みすみす返ってくる500万を無駄にするとい

う必要はないと思います。町の方に聞いても、やっぱりおかしいよと住民の方はおっしゃってます。いつ解決されるのか。今交渉中なら直ちに改善してください。このことを強く求めます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

最後に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援についてであります。子供の貧困が今、問題になっております。昨年、政府が発表した最新数値、最新と申しましても2012年でございますが、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人となっております、1985年に0.9%だったということですから、年々増加して増えているということが、この数字に出ております。本当に深刻な状況になっているということを痛感しております。

山形大学の戸室健作准教授が独自に都道府県別の子供の貧困率を算出されておられますが、全国平均で1992年には5.4%だったのが、2012年には13.8%に拡大しております。沖縄が28.7%から37.5%、そして私たちが住んでおりますこの大阪を見てみますと、8.0%から21.8%という全国平均を上回る数字に貧困率がなっております。

また、厚労省が生活意識を聞いた調査では、全世帯では「大変苦しい」27.7%、「やや苦しい」32.2%、また児童のいる世帯では「大変苦しい」が31.7%、「やや苦しい」34.3%、合計65.9%にも上っております。

貧困対策のために重要な課題はたくさんございますが、中でも直接的な経済的支援、子育て世帯の負担軽減となる子供の医療費助成制度の年齢の引き上げは、子育て支援の中でも大きな柱であるというふうに思っております。

先日の全員協議会で、平成27年度地方創生先行型事業の効果検証についての説明がございましたが、府下で平成28年4月時点で通院分で高校卒業までが2団体、中学校卒業までが27団体と書かれておりました。しかし、高迫議員からも前回言われているように、貝塚市は来年29年4月1日から通院中学校卒業まで拡充しますし、阪南市は今年7月1日、来月から、中学校卒業まで年齢の引き上げをするということでもあります。そうし

ますと、中学校卒業までは29団体になります。府下で比べても小学校卒業までという本町は、もうおこなっていると言えるのではないのでしょうか。

府下の流れを見ても、忠岡町でも子育て支援をしっかりとしていく、年齢の拡充をしていく、そういったお考えはないのでしょうか。担当部長にご答弁お願いしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

子供医療費の助成制度につきましては、子育て世帯にかかる負担の軽減を図り、健康な子供の成長と福祉の向上に必要であるということから、子育て支援の重要な施策であるというふうに考えているところでございます。

これまで本町といたしましても、財政健全化中においても、年齢の拡大ということについては一定着実に進めてきたところであるということでございます。平成26年10月には、通院費の対象年齢を小学3年生までに、また、27年4月からは小学校卒業までに引き上げたところであります。

議員仰せの通院費のさらなる拡大と申しますか、中学校卒業までの年齢の引き上げにつきましては、本町の財政状況は引き続き非常に厳しい状況には変わりはありませんが、今後も子育て支援ということを念頭に置きながら、引き続き努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

子供の医療費助成は、子育てをしている家庭の経済的負担を軽くする。それとともに、病気の早期発見や早期治療、重病化を防ぐということで重要な役割、施策であります。大阪では、子供の受診抑制が進んで、虫歯になっても歯医者に行かないといった口腔崩壊が専門家の中から心配されています。大阪府歯科保険医協会の学校歯科治療調査では、学校歯科検診で歯医者さんへ行って虫歯の治療が必要ですと受診された児童・生徒のうち、小学校で約半数、中学校では3分の2以上、また高校では85%が歯科受診をしていないという結果が明らかになり、格差、貧困と口腔崩壊の実態が国会や地方議会でも取り上げられています。

子供も成長に伴って、費用もかかってまいります。忠岡町でも、先ほど申し上げました地方創生先行型交付金の効果検証の中で、府内で中学校卒業以上が半数を占めているか

ら、今後検討してまいりたいと言われております。今、担当部長さんのほうからもそういうご答弁でございました。しかし、もう半数以上どころか、7割以上の市町村が中学卒業まで実施しているんです。もう検討の段階ではない。忠岡町も中学校卒業まで年齢を引き上げて、しっかりと子育てを応援していくんだというお考えはないでしょうか。

国からの地方創生の先行型交付金、たった1年で打ち切りになったということでした。そもそも担当課のほうは、当初5年間引き続き交付されると考えておられたんですから、苦勞もされていると思います。しかし、新たに府からの新子育て交付金というものが約1,100万円おりてくるということは、3月議会でもお聞きをしているところでございます。

このように財政逼迫しているということではありますが、財源はあります。27年度、小学校3年生から小学校6年生まで拡充をされたところではありますが、決算額はこの3年間、引き上げたことによる金額は約570万円です。中学生にもなると体力もついてきます。通院も小学生の子供さんに比べれば少なくなるというふうに思います。府からのこの約1,100万円もあります。で、この1,100万円は1年間だけなんではないでしょうか。そのことと、今、私が申しましたように、歯医者さんも行けないという児童もたくさん増えているということも踏まえて、今後検討していくと言われたんですから、試算もされておられると思うんですが、この府からのお金と、どのように試算をされておられるのか、このことについてご答弁をお願いしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

子供医療費の助成のさらなる引き上げというところでございます。子供医療費の助成のいわゆる財源としております大阪府の新子育ての支援交付金につきましても、ちょっと今のところいつまでこの補助制度が続いていくかということについては非常に不透明な状況でございます。

また、先ほど来ありましたとおり、もう1つ財源に挙げておりました地方創生関連の分につきましても、今年度は当たらないというふうなところでございますので、先行型の中で、その拡充の取り組みが非常に効果が高かったというふうな形で評価もいただいているところではございますが、引き続きの中学卒業までの引き上げにつきましても、申しわけございませんが、今後も引き続き努力、また検討してまいりたいというふうに考えておりますので、改めましてよろしくお願いたしたいと思っております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

府からの約1,100万円の交付金ですね、これは1年だけではないというふうに聞いております。しかし、国も府も、いつもかけたはしごを外しますから、今後のことはわからないと思いますが、この1,100万円、入ってきたけれども、このお金は年齢の引き上げに使わないで、これまでの助成制度に使うと、そういったことを3月議会、また3月に行われました予算委員会の中でも、こういったことはだめじゃないかということも指摘をさせていただいております。

申しあげましたように、そんなに中学校まで子供の年齢を引き上げたところで、忠岡町の財政を圧迫するという金額ではないと思います。そして、その府からの交付金、これを充てるのではなく、なぜ年齢引き上げに使わなかったのか。先ほども申しあげましたように、府下ではもう7割方、中学校卒業までが当たり前になっているんです。

非常に今までの町長さんのお答えでも、なかなか徐々に進めていくと、おくれていないと、そういった認識であるようでございますが、子供の貧困対策、これについても逆行しているのではないかとこのように思います。何も来月から、8月から、9月からしていただきというのは言いませんが、この10月からでもする。貝塚のように、先ではありますが、来年4月からするという約束をしていただく、そういったお考えはないでしょうか。

また、この第5次忠岡町総合計画、平成28年度実施計画の中で、子育て世帯の住宅リフォーム補助事業を載せておられます。若年層の転入及び定住促進を図って、少子化及び人口減少の抑制を図ると書いています。少子化対策という点からも、子育てしやすいまち、よそからも忠岡町に来てもらうという、その立場でぜひ頑張っていたいただきたいと思うんです。

非常に今、若いご夫婦というのはお勉強もされておられます。私も若いお母さんに聞かれました。忠岡町は子供の医療費、幾つまでですかと。その当時は3年生まででしたので、6年生まで引き上がりましたよということはご報告させていただいて、喜んではおりましたが、この他市を比べても非常におくれてる。これをはっきりと認識していただいて、年齢の引き上げをすぐにも、検討ではなく実施をしていただきたいというふうに思いますが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

少子化対策、子育ての支援施策をさらに充実させていくためにも、今、ご質問いただい

ております子供医療費の助成制度の年齢の拡充というものにつきましては、本当に我々も必要不可欠なものであるというようには十分認識しているところでございます。そういったことから、今後、何度も同じ答弁で申しわけございませんが、再度、近隣の状況というのかなり上がってきているところもございますので、できるだけ早い段階に拡充ができていきますよう、教育委員会としても考えてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

町村では、島本町と忠岡町だけが小学校卒業までとなっています。ご存じだと思いますが、豊能町では昨年、27年7月から就学前から一気に高校卒業まで引き上げました。今、子育てで頑張っている世帯、若い世帯に、若いお父さん、お母さんに新たに忠岡町に移り住んでいただくためにも、大変重要な施策であると思います。財源も先ほどお示しいたしましたように、ございます。忠岡町のこれは姿勢の問題だと思うんですね。ぜひ子育て支援、応援のためにも、これは早くに検討していただきたいというふうに要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。今度は文化会館についてでございます。

開館日をもとに戻されることについてお尋ねいたします。財政健全化によって文化会館の休みが以前は火曜日と祝日がお休みでしたが、現在は経費削減という理由で月曜日も閉館となり週休2日になっていますが、祝日が入ってくれば、週のうち4日しか開いていない。3日しか開いていないという週もございました。平成19年4月1日から週休2日になっております。そして、この同時期に公民会館も廃止されました。

文化会館では、講座やクラブ、また一般貸し出しもされております。町長もおっしゃられたように、生涯学習の拠点施設であり、また一般の貸し出しもしている公共施設です。住民が使いたい曜日や時間帯は集中することもございますから、使いたくても使えないということが、休館日が増えたことによって当然起こってまいります。

他市では、週休2日、祝日も休んでいる。このような週休2日休んでいるという公共施設はどこにもございません。休館日はもとに戻される、これが当たり前であると思いますが、これについてどうお考えになっておられますでしょうか、答弁よろしくお願ひいたします。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

教育委員会といたしましても、文化会館は生涯学習の拠点であると十分認識しております。これまでも住民ニーズに合った講座の開催ですとか、クラブの支援、また文化協会さんとも協力して、ふれあいフェスティバルを開催。また、学習機会の創出や、住民コミュニケーションの場を提供するなど生涯学習の推進には鋭意努力しているところでございます。

文化会館は生涯学習の拠点であるので、いわゆる閉館日をもとに戻されよというところのご質問でございますが、閉館日につきましては、先ほどのご質問にありましたとおり、19年の4月から町の施策でありますいわゆる財政の健全化というふうなことによりまして、火曜日も休館としているところでございます。現在も財政健全化の取り組みを継続中でありまして、開館日の増は大変厳しいものであるというふうに認識しているところでございますが、できるだけ経費を抑えまして、住民ニーズに合ったそういった開館ができないかどうかということについて考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

文化会館向かいの、今、福祉センターでございますが、福祉センターはもともと勤労青少年ホームでございました。ここを利用されていた方々は、もともと文化会館がいっぱいであったので、こちらを使ってくださいという町の事情があって、勤労青少年ホームを使われていた方々でございます。しかし、福祉センターに建てかわったので、そこからも出ないといけなくなった。今では代替の場所でされておられますが、クラブによっては場所も狭かったり、エアコンがなくて夏は暑かったりで、不便な中でも他に場所がないので代替の場所、例えば中学校の武芸場であったり、そういったところを使ってもらっています。

スポーツセンターも休館日も増えて、時間も短くなっております。プールの再開はもちろんではございますが、スタジオの利用も住民には大変ご不便をかけております。文化会館4階には、軽運動室もございます。休館日をもとに戻せば、少しでもそういった軽運動室も使えるという、多くの住民に使ってもらえるという利便性が出てくるのではないかと思います。町内を見ましても、使える公共施設が町内に本当に少ないというのが実情でございます。時間も開館日も制限されていますので、文化会館の開館日をもとに戻すということで大分と住民の皆さんのニーズには応えられるんじゃないかと思います。そういった

お考えはないでしょうか。これは文化会館ですので、教育長さんにお答えをお願いしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、議員ご指摘の町内のいわゆる公立の施設等、かなり皆さん方ご利用いただいております。満杯、フル稼働状態であるというのもご指摘のとおりでございます。そういう中で、現に財政健全化の取り組みを継続しているというのも事実でございます。その辺の整合性を図りながら、どういう手法があるのかというのを含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

前回、是枝議員からもご指摘ありましたけど、文化会館運営協議会がいつの間にかなくなっているということが指摘されておりました。そこで、広く住民で話し合う場がないから、今後必要ではないかと、そういったことを是枝議員は言うておられます。これはきのう私も担当課に聞きましたけど、もうなくなったということでございます。そしたら、文化会館を使っておられる方、また、使いたいという方の声はどうやって聞くんでしょうか。忠岡町の都合で公民会館も廃止して、町内で使える施設が、先ほども申し上げまして同じ言葉になりますが、少ないんです。ぜひ住民の声も聞いていただいて、開館日をもとに戻していただく。まずは住民の声も聞いていただく。協議会がなければ、例えばアンケートでもいいです。住民の方々には文化会館もよく出入りされておられますので、アンケート調査、そういったことも必要ではないかと思っております。それについて最後、ご答弁をお願いしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

文化会館を初め各学校の体育館ですとかスポーツセンターにつきましても、本当に文化の振興といいますか、スポーツの振興の拠点として、また、住民の交流の場として住民の

方がたくさんご利用いただいているところでございます。教育委員会といたしましても、経費を最小限に抑えて何とか開館できないかということについて工夫、検討してまいるといふふうに考えております。その中で、住民の声を拾うということについても、何かそういった拾い上げるアンケート等があると思えますけれども、そういったことについても、開館について工夫、検討する中で、そういったものも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ぜひ前向きに、開館日をもとに戻されるということは、早急にさせていただきたいというふうに思えます。

最後の質問、福祉バスの運行についてお聞きしたいと思えます。町内を運行しています福祉バスは、住民の大変大事な移動手段、足となっています。福祉センターが土曜日閉館となりまして、福祉バスも土曜日は運行しておりません。病院や買い物に行ったり、駅まで行って電車に乗られる方、また高齢者、障害者の方の大事な生活の交通手段にもなっております。土曜日ぜひ走らせてほしいという声があるというのは、担当課も認識されていると思えますが、もとに戻すというお考えはないのでしょうか。いかがでございましょうか、担当部長よりご答弁お願ひしたいと思えます。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員仰せの福祉バスの運行についてでございます。福祉バスの運行に関しましては、あくまで福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでありまして、あわせて高齢者等、社会参加を促す目的で町内を巡回しており、土曜日の運行については町の財政健全化により経費削減のため、総合福祉センターを休館とし、それに伴いバスの運行についても取りやめさせていただきました。

現時点では、総合福祉センターの土曜日開館については考えてはおりませんので、それに伴い福祉バスの運行についてもできないということでご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

福祉バスは福祉センターの送迎用というふうな位置づけだというふうに町は考えておられるようです。昨年、27年4月から、福祉バスが委託から直営に変わっております。直営に変わって、どのような金額になっていますか。効果額と申しますか、どのような金額になっているか、それについてご答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員おっしゃるように、26年度では業者委託しておりまして、その金額のほうが年間で444万5,280円で決算しております。平成27年度の決算額でございますけれども、現在で311万5,148円でございます。ですので、差額の金額といたしましては、133万132円。約130万円が経費節減できたということでございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

直営にされたということで、1年間で約130万円の効果額があったということございました。この福祉バスにつきましては、何度も党議員団からも質問させていただいておりますが、今までの担当部長さんは、忠岡町福祉バス運行事業実施要綱に基づいて、総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているもので、財政健全化、経費削減のため、福祉センターを土曜日休館しているため運行はできない、そういったことございました。

しかし、この要綱の目的、第1条では、「この要綱は忠岡町福祉センターを起点、終点に福祉バスを運行することにより、高齢者及び身体障害者等の積極的な社会参加を促進するとともに、広く住民の利便に供することを目的とする」というふうでございます。広く住民の利便性を考えるというんでしたら、福祉センターの送り迎えだけが目的とするのは大変おかしいんじゃないでしょうか。運休日も、「その他町長が必要と認める日」と書かれております。福祉センターとセットであるというふうにも言われているわけなんです。福祉センターは今、指定管理者制度で社協のほうにお願いしております。福祉バスは忠岡町の直営で走っている。整合性を見てもおかしいんじゃないでしょうか。セットと

いう考え方は、これを見てもおかしいなというふうに思います。

また、直営になりまして、今、部長さんのほうから約130万円、経費が削減されたということもお聞かせいただきました。担当課のほうも大変努力されているということは感じております。忠岡町は、高齢化が大変進んでいます。足の元気な方はいいですが、やはり交通弱者の方には福祉バスは大事な足となっているんです。引きこもりも防げますし、外に出かけることによって介護予防にもなります。ぜひ、経費も削減できたんですから、土曜日に動かす。土曜日に動かして、年間何日でしょうか、50日ぐらい増えるんですかね。ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、最後にご答弁お願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

もう時間が来てますので、理事者の答弁をもって終了とします。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員おっしゃいました、まずバスの運休日でございますが、その実施要綱の中の第4条に、バスの運休日は次のとおりとするということで、まずは「忠岡町の総合福祉センター条例の施行規則に定める日」ということがございまして、第2項に「その他町長が特に必要と認める日」ということございまして、まずは、福祉センターが開いております日ということでございまして、土曜日は休業日であるということから、土曜日の運行は難しいのではないかとということ。

そしてまた、増便に関しましては、現行の午前9時から午後5時過ぎまでの時間帯で6便が今、限界でございます。それ以上の時間帯での運行となりますと、また経費がかさむこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午後0時07分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年度一般会計予算において計上いたしましたセキュリティ強化に係るシステム改修委託料及び忠岡小学校空調等整備事業について、平成27年度内に事業が完了しなかったため、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、報告第3号を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第1号でありまして、5月31日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は1億1,913万円で、これを補正することにより、予算総額は24億5,732万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料医療給付費分現年分1億1,913万1,000円を計上。第9款 繰越金で、前年度繰越金1,000円を減額。

歳出につきましては、第12款 繰上充用金で、平成27年度歳入歳出差引不足額を補てんするため、1億1,913万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第7 議案第32号 請負契約締結について(忠岡小学校空調等整備工事)を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第32号 請負契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡小学校において空調等の整備工事を行うため、指名競争入札を行った結果、三進金属工業株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第32号 請負契約締結について（忠岡小学校空調等整備工事）を採決いたします。

原案のとおり締結することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり締結することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第33号 忠岡町自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第33号 忠岡町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、道路等における放置自転車等の放置を防止するための対策を講じることにより、歩行者等の安全な通行の確保を図るとともに、良好な生活環境を保持するため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第33号 忠岡町自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり制定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり制定することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第34号 町税条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第34号 町税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、個人町民税につきましては医療費控除の特例措置の新設、固定資産税につきましては地域決定型地方税制特例措置として、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の減額措置の新設、その他所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第34号 町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり改正することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり改正することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第35号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第35号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正により、家庭的保育事業等のうち4階建て以上の高層建物内に設ける小規模保育施設等について、屋内階段に窓または排煙設備を有する付室を通じて連絡することとされているが、今般、階段室に排煙設備等を設けることでも足りることと規定されたため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第35号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり改正することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり改正することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第36号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第36号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正により、DV等によるやむを得ない理由により住民票を移動できない場合において、本町に居住実態がある場合に限り、当該医療費助成の対象とするように規定されたため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第36号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり改正することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり改正することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第12 議案第37号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第37号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、9,004万4,000円で、これを補正することにより、予算総額は65億1,095万6,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、地方創生加速化交付金600万円を計上。学校施設環境改善交付金4,150万円を減額。第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金1,000万円を計上。第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金1,415万6,000円を計上。第19款 諸収入で、コミュニティ助成事業補助金430万円を計上。第20款 町債で、小学校整備事業債8,300万円を減額。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金1,000万円、寄附証明等送付用封筒印刷代4万円、寄附金返礼品カタログ印刷代6万5,000円、寄附金礼状及び寄附証明書送付料21万5,000円、寄附金決裁等システム利用料25万5,000円、寄附金返礼品発送等業務委託料486万4,000円、泉州DMO観光誘致事業負担金600万円、集会所改修工事設計業務委託料30万円、集会所改修工事190万円を計上。第4款 衛生費で、保健師賃金301万7,000円を計上。第8款 土木費で、下水道事業特別会計繰出金530万円を計上。第10款 教育費で、忠岡小学校空調等整備工事監理業務委託料340万円、忠岡小学校空調等整備工事設計修正業務委託料110万円、忠岡小学校空調等整備工事1億2,000万円を減額、一般コミュニティ助成事業補助金250万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債を廃止するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第37号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 議案第38号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第38号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は500万円で、これを補正することにより、予算総額は11億5,324万9,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、公共下水道事業補助金300万円を計上。第5款 繰入金で、一般会計繰入金530万円を計上。第7款 町債で、公共下水道事業債330万円を減額。

歳出につきましては、第2款 事業費で、忠岡雨水ポンプ場電気設備長寿命化実施設計業務委託料600万円を減額、忠岡雨水ポンプ場長寿命化計画策定業務委託料1,100万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、公共下水道事業債の減額に伴い、限度額を4,810万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第38号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

ここで議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。

午後1時45分より再開いたします。

(「午後1時32分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後1時45分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成28年第2回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第14 意見書第3号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に抗議し、犯罪の根絶を求める意見書の提出について

日程第15 意見書第4号 国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」の中止を求める意見書の提出について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 意見書第3号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に抗議し、犯罪の根絶を求める意見書を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第3号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に抗議し、犯罪の根絶を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に抗議

し、犯罪の根絶を求める意見書を提出する。

平成28年6月23日提出

提出者	忠岡町議会議員	高迫千代司
賛成者	同	河野 隆子
賛成者	同	是枝 綾子

元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件
に抗議し、犯罪の根絶を求める意見書（案）

本年4月下旬から行方不明となっていた沖縄県うるま市の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が去る5月19日に死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生し、沖縄県民だけでなく、全国に恐怖と衝撃を与えた。容疑者は、6月9日に殺人と強姦致死容疑で再逮捕された。

元海兵隊員の米軍属によるこのような蛮行は、沖縄県民の生命をないがしろにするものであり、断じて許されるものではない。遺族の悔しさや悲しみははかり知れず、県民からは激しい怒りの声が噴出している。

このような米軍人・軍属による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育の徹底が言われてきたが、事件・事故は後を絶たない。今年3月22日には那覇市で米軍人による女性暴行事件が起きたばかりにもかかわらず、またもやこのような事件が続発したことはきわめて遺憾であり、米軍における再発防止への取り組みや軍人・軍属等に対する教育等への実効性に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本町議会は、沖縄県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう日米両政府に対し強く要望する。

記

1. 日米両政府は、遺族及び沖縄県民に対して改めて謝罪し完全な補償を行うこと
2. 日米首脳において沖縄の基地問題、米軍人・軍属等の犯罪を根絶するための対応を協議すること
3. 普天間飛行場を閉鎖・撤去するとともに県内移設を断念すること
4. 在沖米海兵隊員の撤退及び沖縄県内の米軍基地の大幅な整理・縮小を図ること
5. 米軍人等を特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本改定を行うこと
6. 米軍人・軍属等による凶悪事件発生時には、訓練と民間地域への立ち入り及び米軍車両の進入について一定期間禁止する措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月23日

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

提出者に代わり趣旨説明をさせていただきます。

その前に、今日は、24万人というとうとい命が失われた沖縄戦から71年という慰霊の日であります。心から哀悼の意を表したいと思います。

では、趣旨説明に入らせていただきます。この意見書にもありますように、沖縄県うるま市の女性が遺体で発見され、5月19日に死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生し、容疑者は6月9日に殺人と強姦致死容疑で再逮捕されております。

このような米軍属による女性暴行殺人事件に抗議する、元海兵隊員による残虐な行為を糾弾する、被害者を追悼し、海兵隊の撤退を求める県民大会というものが19日、那覇市の奥武山陸上競技場で開かれました。参加者は6万5,000人ということでございます。

この中にもございますが、まず1つ、地位協定の問題でございます。最もこの地位協定の大きな問題点は、米軍または米軍関係者が犯罪の容疑者になっても逮捕されないということであります。大分古い記事になっておりますが、地位協定第17条には、アメリカ軍兵士、軍人への裁判権がどこにあるのかが決められています。17条の3という条文では、アメリカ軍の内部での犯罪やアメリカ軍兵士、軍人や関係者、家族同士の犯罪の場合、アメリカ軍に優先的な裁判権があることになっております。また、アメリカ軍の公務中、つまり兵士、軍人として働いている最中の犯罪、事件などについても、アメリカ軍に優先的な裁判権があることになっております。日本に優先的な裁判権があるとされているのは、上で挙げたケース以外の場合、今回起こりましたこの女性の暴行事件では、アメリカ軍兵士の勤務時間外、基地外での犯罪なので、当然日本に優先的な裁判権があります。

ただ、これはあくまで司法権を持つ裁判所の裁判権のお話でありまして、行政機関である警察や検察が行う捜査権については決まりがないということです。例えば、日本の警察などが犯罪を犯したアメリカ軍兵士などを捜査するためには、逮捕などによってその人物の身柄の確保をしなければならないという場合がございます。しかし、地位協定17条の5には、そういう場合、日本とアメリカ軍が相互に援助しなければならないとしか認められておりません。日本の警察などが直ちに容疑者の兵士を逮捕することができないわけがあります。

そして、一番問題とされているのが、ここでは犯罪を犯したアメリカ軍兵士などの日本への身柄の引き渡しは検察による起訴が行われた後というふうに定められていることでもあります。

このような問題だらけの地位協定であります。これまで、1995年にはアメリカ海兵隊員の兵士3名が、12歳の女子小学生を拉致した上、集団強姦した。裁判自体は日本管轄で行われたものの、実行犯である3人が日本側に引き渡されなかったことが大きな問題となっております。また、2004年8月、沖縄国際大学に米軍の大型ヘリが墜落、そういった事件が発生いたしました。このときにはアメリカ軍が一時的に現場を封鎖してしまいました。沖縄県警察は、航空危険行為等処罰法違反で公訴時効いっぱい3年間にわたり捜査を行いましたが、協定の壁に阻止されて全容解明はできなかった。米軍機事故の現場は協定により全てアメリカ軍管轄地の拡大解釈がされている疑いがある、こういった状況でございます。

このように沖縄では、基地があるゆえに大変痛ましい事件がたくさん起こっております。

そこで、この凶悪事件が継続して発生したことは、広大な米軍基地、今申し上げましたようにあることではあります。この事件直後の日米首脳会談で、首脳会談があったにもかかわらず、安倍首相は地位協定の見直しに全く言及せず、「辺野古移設が唯一の解決策である」と、このようなひどいことも言っているんです。政府は県民の怒りが限界に達しつつあること、これ以上の基地負担に県民の犠牲は許されないということを理解すべきであります。

このような事件が二度と起きないよう、県民の先頭に立って、地位協定の抜本的な見直し、海兵隊の撤退を図られること、これは日米両政府に対し強く求められるところであります。三重県の県議会もこの意見書に対しましては全会一致で可決されたということでもあります。この忠岡町でも、この悲惨な海兵隊による女性暴行事件、相次いでなかなかこれがなくならないということがずっと続いております。ぜひこの意見書を採択していただいて、国会に上げていただきたいというふうに思います。皆様のご賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第3号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に抗議し、犯罪の根絶を求める意見書について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第3号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に抗議し、犯罪の根絶を求める意見書について賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第15 意見書第4号 国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」の中止を求める意見書を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

意見書第4号 国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」の中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」の中止を求める意見書を提出する。

平成28年6月23日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司
賛成者 同 河野 隆子
賛成者 同 是枝 綾子

国民健康保険の保険料率や減免制度の
「府内統一」の中止を求める意見書（案）

国が示した平成30（2018）年度からの国保都道府県化にともない、大阪府でも制度設計の検討がすすめられている。本年3月に開いた府と市町村の「広域化調整会議」では、保険料率と条例減免基準の「府内統一」や、市町村の法定外繰り入れの解消などの方向が示された。しかし、国保制度は、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」という国保法に則り、各市町村が低所得者の保険料軽減など地域の実情に応じて制度を定めてきた経過がある。現状で保険料率・条例減免を「府内統一」し、市町村の法定外繰り入れをなくせば、現在示されている国による財政支援拡充がされたとしても、保険料の値上げは避けられない。

平成30（2018）年度からの保険料統一化を検討している都道府県はきわめて少数であり、減免制度統一化については、厚労省は例示もしていない。1月に厚労省が公表した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領（ガイドライン）」案では、保険料抑制などを目的とした法定外繰り入れは解消すべきとしているが、同時に都道府県や市町村を拘束するものではないと同省も認めている。現在の国保制度の最大の問題は、低所得化する加入者の支払い能力をはるかに超える“高すぎる保険料”にある。こうした事態を引き起こした根本原因は国の予算削減にある。

よって、本町議会は府に対し、以下の点を強く求める。

記

1. 国の負担を抜本的に引き上げることを府として国に強く求めること
2. 府が定める「標準保険料率」を全市町村に一律に適用せず、各市町村が地域の実情に応じ保険料を設定することを認めること
3. 減免制度の「共通基準」での統一はせず、各市町村が独自の減免制度を設けることを認めること
4. 保険料抑制を目的とした法定外繰り入れの解消を市町村に押し付けないこと
5. 市町村がおこなう独自減免制度などの加入者負担軽減策に対し、ペナルティを課すことはしないこと

6. 規模別目標収納率は、町村にとって多大な負担となる。年齢補正をかけないのなら、収納率も一律にすること
7. 国保会計への府の法定外補助を増やすなど、府としての加入者負担軽減策を強めること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月23日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

提出者に代わり本意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

国が示している都道府県化は、これまで市町村が担ってきた国保の運営を、2018年度から都道府県が市町村と共同で担うということです。とりわけ財政運営については、都道府県が責任主体となるとされています。具体的には都道府県が市町村ごとの標準保険料率を算定、公表し、それを参考に市町村が保険料率を決定します。都道府県は市町村が行った保険給付に必要な費用を全額交付するとともに、市町村が府に払う納付金を決定します。加入者からの保険料の徴収も、保険証の発行など資格管理もこれまでどおり市町村が行います。つまり、保険料の決定権は各市町村にあります。それぞれ市町村ごとに違う国保料になるわけです。市町村の国保会計はなくなりません。

ところが、大阪府は、意見書の文面にもありますように、3月に開いた府と市町村の広域化調整会議では、保険料率と条例減免基準の府内統一や市町村の法定外繰り入れの解消など、方向が示されたということです。

そもそも国保の問題は高過ぎる国保料であり、本町でも年間所得200万円で、4人家族のモデル世帯で年間39万5,000円というように、所得の2割にもなる高い国保料に問題があります。なぜ高い国保料なのか。それは、1984年には医療費の45%だった国の負担を、給付費の50%に削減して以来、国の負担は、1970年代は国保会計の収入の50%以上を賄っていたのに、現在では24.5%にまで下がり、これが高い国保料の原因となっています。そのため国保会計を圧迫しています。高い保険料の原因がここにあります。

一般会計から各市町村が国保会計に繰り入れしている自治体も多いのですが、今回府と市町村で開いたこの広域化調整会議では、この市町村の繰り入れも解消するという事

言われています。大阪府は「国からの低所得者対策1, 500億円のうち、大阪府に来るのは135億円で、府下市町村が繰り入れている法定外繰り入れの合計が約125億だから、保険料は値上げにならない」と言っています。

しかし、この国からの1, 500億円も、いつまであるかわからないものです。地域の実情に応じて決めている市町村独自の保険料設定を府下統一化されれば、低所得者などへの負担軽減や住民健診に努力してきた市町村ほど、保険料が大幅に上がります。大阪府の言う「保険料が安くなる」というのは全くのごまかしで、上がらないというだけで、詰まるところ、将来大幅値上げになってくると言っても過言ではありません。根本解決としての国の国保会計に対する負担割合を引き上げることなしに、府下保険料を統一しても保険料は安くなりません。

府は奈良県などとともに、全国に先駆けて府内統一保険料を示しているのは許しがたいことです。国としても2018年度から統一保険料をと思っていたところ、とてもこれは地域ごとにこんなことはしては大変だということで、国ですら「将来的には」と言うのみで、そのようなことは言っておりません。

議会運営委員会で他会派の委員から「もう少し様子を見ては」という意見もありましたが、それでは遅過ぎます。大阪府は今年秋ごろまでに国保運営方針案を取りまとめ、それを今年9月府議会で設置をする予定の国保運営協議会に諮問して決めたいとしています。今ここで市町村が声を上げないと大変なことになります。

大阪府は、運営方針は市町村に尊重義務はあるが、従わない市町村に対しては調整交付金を減らすというペナルティを振りかざしています。とんでもないことです。今でも調整交付金を市町村締めつけに、ペナルティとしてさまざまな導入をしているにもかかわらず、このような仕打ちは全くひどいものであります。

国民健康保険の構造的な行き詰まりは、都道府県化で悪化はしても改善することはありません。府は市町村への法定外補助を1996年には53億円出していたのに、2007年度には19億円にまで減らしてきました。社会保障としての国保への府の責任を放棄し、市町村に保険料の決定権すら奪う、法令に反するやり方は断じて許されません。

このような理由から、各議員各位には国保加入者、住民の立場から見ても、府に対し、「府内統一」の保険料、減免制度の「府内統一」をしないよう、そして、市町村の地方自治として保険料決定権を守るよう求める本意見書案にぜひご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたしまして、趣旨説明といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第4号 国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」の中止を求める意見書について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第4号 国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」の中止を求める意見書について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、数日、数回にわたりご審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。そして、ご議決いただきましたこと、まことにありがとうございます。

ところで、いつも議員の皆様から私に公私にわたりおつき合い、並びにご指導、ご鞭撻をいただいているところでございます。その私は今、忠岡町を持続可能なまちにと思い、努力する1つに広域化事業の推進があります。この課題は今年度中に完了しそうにもありません。

そこで、引き続き来期も立候補して頑張らしてもらおうかなあと、こう思っております。厚かましいことですが、私は今のところ、本町職員との協議において、町民のために政策推進ができていると、このように思っております。また、町民の皆様との交流においても気力でも、期待に沿えるよう努力心も満ちていると思っております。もちろん、議会の皆様方の対応にもしっかりと舵取りができそうですので、ぜひご協力を、ご支援をいただければ幸甚です。お願いいたしますということで、10月の町長選挙に立候補するつもりです。よろしくお願いいたします。

お願いをして閉会の挨拶といたします。いろいろとお世話になっております。ありがと

うございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、平成28年第2回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

（「午後2時15分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年6月23日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子

忠岡町議会議員 河 野 隆 子